

履行報告に関する特記仕様書

(適用)

第1条 請負者は、本工事の当初請負代金額が5,000万円以上である場合又は設計図書に定めのある場合は、工事請負契約約款第11条に規定する履行報告の対象工事とする。

(報告期限)

第2条 請負者は、毎月、月初めに前月の履行状況を監督員に報告しなければならない。

(報告資料)

第3条 請負者は、履行状況の報告にあつては、以下の書類を提出しなければならない。

- ① 工事履行報告書（様式-25）
- ② 実施工程表
- ③ 全景写真
- ④ その他必要な書類

(その他)

第4条 履行報告に関して、この仕様書に定めのない事項については監督員の指示によるものとする。